

よしおか温泉リバートピア吉岡

無料招待券下期分の配布延期

リバートピア吉岡は、源泉ポンプの故障のため営業を中止しています。また現在、年度当初から予定していた浴室改修工事を行っています。

このため、例年広報よしおか10月号とともに配布している「町民特別無料招待券」は、営業再開の見込み状況により後日改めて配布する予定です。日程などが決まりましたら、ホームページや道の駅への掲示などでお知らせします。ご利用いただいている皆さまには、大変ご不便をおか



けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、物産館かごぐるま、緑地運動公園、道の駅案内所については通常どおり営業しています。レストラン「和」については、午前11時から午後4時（オーダーストップ午後3時）まで営業しています。ぜひご利用ください。

▼問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2280（直通）
吉岡町振興公社
☎55・4126

秋の環境美化週間

ごみ収集場所マナーアップ週間

9月・10月は群馬県の「秋の環境美化月間」です。町では、環境美化推進協議会と各自治会の協力のもと、**10月17日（金）**～**21日（金）**の期間、ごみの出し

方などの一斉指導を行います。各ごみ集積所で、腕章を付けた役員が現地指導をします。ご協力をお願いします。

△町指定ごみ袋で出されていないものやルールが守られていないものには、注意シールを貼ることがあります。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245（直通）



愛犬の健康のために

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、**1年に1回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要です。**町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。都合の良い会場へお越しください。

登録済みで注射を済ませていない人に、狂犬病予防注射のお知らせを送付します。注射の際に持参してください。

▼注意事項

●注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

●登録された犬に変更事項（死亡・住所異動）があった場合には届出が必要です。必ず住民環境室へご連絡ください。

●マスクの着用や周囲の人との距離を保つなどの感染症対策への協力をお願いします。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245（直通）



注射代金

注射のみ…………… **3,500円**

(注射料2,950円、注射済票手数料550円)

注射+登録…………… **6,500円**

(注射のみの料金に加え、登録手数料3,000円)



実施日	実施会場	住所	時間
10月 22日④	小倉集会所	小倉282-6	9:00～ 9:10
	町役場 北駐車場	下野田560	9:25～10:05
	木戸 集落センター	南下721	10:20～10:30
	大久保 集落センター	大久保1310-1	10:50～11:00
	駒寄 住民センター	大久保2338-5	11:15～11:25
	町消防団 二分団詰所	漆原303-3	11:40～11:50

今月の納税

固定資産税 ……3期
国民健康保険税
介護保険料 ……4期
後期高齢者医療保険料

納期限 令和4年10月31日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

無料税務相談(要事前予約)

- ・期日 11月15日(火)
- ・時間 13:30~16:00
- ・場所 役場2階 第1会議室



・問い合わせ先
税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

※相談時間については30分を目安に受け付けますが、
相談内容により時間が前後する場合があります。

申請期間を延長しました

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金

地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組み小規模事業者に補助金を交付します。

▼対象事業者

創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▼対象事業

販路の新規開拓に取り組み事業で次のいずれかに該当するもの

■広報事業

ウェブサイトの作成および更新

チラシ・DM・カタログの作成および発送

●新聞・雑誌・インターネット
上へ掲載する広告の作成および掲載

●看板の作成および設置

●試作品・販促品の製造など

●展示会などの出展事業

●会場の小間借上、装飾

●展示物の輸送など

▼補助額 対象事業に係る経費(10万円以上)の2分の1

※上限30万円



▼申請期限 11月30日(火)

▼申請方法

申請書に必要な書類を添付し、産業振興室窓口へ提出してください。申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※交付決定後における補助事業の実施が必須です。また、申請にはその他条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申し込み・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎26・2280(直通)

困ったら一人で悩まず相談を

10月17日(月)~23日(日)は行政相談週間

町では、毎月第2木曜日に行政相談所を開設し、行政相談員が行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

定例相談所

▼期日 10月13日(火)

▼時間 午後1時30分~3時30分

▼場所 老人福祉センター



▲行政相談マスコット「キクーン」

▼問い合わせ先

総務課 人事行政室

☎26・2240(直通)

大規模な土地取引には届出が必要です

国土利用計画法に基づく土地売買などの届出

▼届出が必要な面積

町内全域が非線引き都市計画区域のため、5,000㎡以上の土地を取り引した場合、買主は町を経由して県知事宛に届出を行う必要があります。忘れずに届出をしてください。

届出書は、都市建設室窓口で受け取るか、県ホームページからダウンロードしてください。

▼届出期間

売買契約を締結した日から起算して2週間以内

▼届出先

建設課(売買した土地の所在する市町村役場)

▼問い合わせ先

県地域創生課

☎027・2226・2366

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)